Pri01-14-05_新TAIMS端末改善策

更新履歴

2020年1月6日

改善案の検討理由

物理端末(インターネット系)でのアクセス環境の制限が多く、 サイバーセキュリティ対策専門員としての所掌事務である情報収 集・蓄積・発信業務が十分に行えないレベルである。

サイバーセキュリティ対策専門員

所掌事務

(1) サイバーセキュリティに関する中小企業からの相談対応 (窓口・電話・メールなど)及び相談記録作成⇒【受付業務】

電話での相談対応

Webフォームでの相談受付、メールでの回答

窓口対応

(2) サイバーセキュリティに関する中小企業支援施策の実施 に関する業務(※普及啓発セミナーの運営、事例集作成等) ⇒【情報発信】

中小企業向けサイバーセキュリティ対策情報の発信【体系的な情報アーカイブ】

ポータルサイト内「サイバーセキュリティ対策情報の書棚」「ナレッジ データベース」「アーカイブ」

中小企業に伝えたいホットな情報発信

⇒Twitterで発信

ポータルサイトのトピックスで発信

プレゼン用マスタースライド及び解説文を事前作成及び改訂

出張相談·個別助言

都支援事業等でのプレゼンテーションおよび個別相談対応

(3) 課長級、課長代理級からの指示に基づく各種資料作成業務→[情報収集・整理・蓄積]

【情報収集・整理・蓄積】【予測調査】 (専門員としてのスキル、 知識の習得と蓄積)

「中小企業向けサイバーセキュリティ対策の極意」の改訂 (追補 資料の作成)

「中小企業向けサイバーセキュリティ対策の極意」の内容の詳細化(解説資料の作成)

中小企業向けサイバーセキュリティ対策のハンドブック【対策情報 の書庫】【ナレッジデータベース】の維持・更新

(4) その他付随する業務

ガイドブック送付依頼受付及び発送

会議等設営準備

係内庶務

求められる能力(専門員公募要項より)

事務処理(Word,Excel等のパソコン操作を含む)について一定の知識・能力を有する

最低限、社会人の常識とされる「ITパスポート試験」レベルの知識・能力を有すること



